

宮城県図書館食事提供施設等運営事業者募集要領

1 募集の趣旨

この要領は、宮城県図書館（以下「県図書館」という。）における利用者等の利便性の確保とサービスの向上を図るため、店舗スペース・自動販売機（以下「食事提供施設等」という。）において飲食物等の提供及びその販売運営等を行う事業者（以下「運営事業者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 募集の背景

県図書館は、従来の図書館機能である資料の収集・保存・提供及び調査相談を行うだけでなく、地形広場、エントランスホール、多目的ホール、展示室及びミニシアター等の文化センターとしての機能も併せ持つ施設として、平成10年3月に現在地（仙台市泉区紫山）に移転開館しました。県図書館における食事提供施設等は、このような設置理念のもと、郊外立地を背景として、県図書館を利用する全ての県民等（以下「利用者」という。）に対する重要なサービス機能の一つとして併設されたものです。

このため、食事提供施設等の運営に当たっては、県図書館のイメージ・機能と従来の公共図書館の機能との調和を図るとともに、最小のコストで県図書館における利用者の利便性の確保とサービスの向上を図り、新たな利用者の確保や入館者数の増加にもつながるよう、引き続き民間事業者等の活力及びノウハウを活用することとしました。

県図書館においては、これらの目的を実現するため、運営事業者を公募方式により募集するとともに、運営事業者の選定に当たっては、各応募事業者の食事提供施設等の運営能力及び企画提案能力について、総合的な見地から公正かつ公平な方法で審査を行い、この業務に最適な事業者を選定することとします。

3 運営業務の概要

(1) 募集案件

食事提供施設等の運営業務

(2) 募集内容

次のイ及びロの一体での運営（分割営業は不可）を希望する事業者を募集します。

なお、募集に係る諸条件等については、別添「宮城県図書館食事提供施設等運営業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおりです。

イ 県図書館1階の店舗スペースに出店し、飲食物等の提供及びその販売運営の一切を行うこと。

ロ 県図書館の屋外スペース及び3階のラウンジ内に自動販売機を設置し、飲食物の提供、その販売運営及び自動販売機の管理の一切を行うこと。

(3) 運営期間

令和7年4月1日以降の許可した日から令和8年3月31日までとします。また、令和8年度以降は、令和7年4月1日から最長5年間を限度として、1年ごとに更新することができるものとします。

(4) 運営場所

県図書館1階の店舗スペース（目安 94.34 m²）、屋外の一部（1.815 m²）及び3階のラウンジ内の一部（4.24 m²）

4 出店に当たっての基本的な考え方

運營業務に関する企画提案内容については、次の（1）の事項を必須とします。このほか、次の（2）から（6）までの事項については、必須事項ではありませんが、これらの事項を踏まえて、企画提案してください。

(1) 食事提供施設等の機能等に関する事項

- イ 利用者のニーズに対応できる店舗の形態
- ロ 利用者のニーズの把握及びそのニーズに対応できる商品の構成
- ハ 利用者誘客の促進及び県図書館利用者以外の利用者の開拓

(2) 利用者サービスの向上に関する事項

(3) 利用者に対するホスピタリティの向上に関する事項

(4) 環境配慮及び衛生管理に関する事項

(5) 安定的かつ継続的な店舗運営に関する事項

(6) その他出店に際してアピールすべき事項（他の応募事業者との優位性等）

5 応募資格等

この業務に関する応募事業者は、この募集要領及び業務仕様書（以下「募集要領等」という。）に基づき、確実に県図書館の食事提供施設等において店舗等を運営できる法人その他の団体又は個人（以下「法人等」という。）で、かつ、次に掲げる要件を全て満たしている法人等とします。

なお、複数の法人等により構成されたグループでも、応募することは可能です。この場合においては、予めグループの代表となる法人等（代表法人等）を定め、その法人等が応募等の手続を行ってください。

(1) 運営に当たっての食事提供施設の現況及び使用上の制限等の趣旨を理解し、良質な商品と優良なサービスを提供できる出店に意欲のある者であること。

(2) 応募申込時に1年以上の飲食業（一般食堂、仕出し店、弁当屋、レストラン、カフェその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいう。）の経営実績があり、安定的でかつ継続的な経営能力を有するものであること。

(3) 食事提供施設等の運営に当たって、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有する者を従事させることができる者であること。また、新規出店までに食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可が得られること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加制限）に該当しないこと。

(5) 宮城県知事が行う入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(6) 本店及び県内に所在する営業所等が、県税又は市町村民税に係る滞納、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に係る税の未納がないこと。

(7) 過去3年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続、会社更生法（平成14年法律第

154号)の規定による更生手続又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続が行われている者でないこと。

(9) 次の要件を満たし、暴力団等に関与していないこと。

イ 応募事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に係る法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行うものではないこと。

ロ 応募事業者の役員等(非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者等をいう。以下同じ。)が暴力団員ではなく、また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

ハ 応募事業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団、暴力団員若しくは暴力関係者(以下「暴力団等」という。)の威力を利用するなどしていないこと。

ニ 応募事業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは経営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を提供するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与していないこと。

ホ 応募事業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していないこと。

ヘ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(10) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと。

6 募集要領等の配布等

募集要領等は、令和7年2月5日(水)から令和7年2月12日(水)午後5時まで宮城県図書館ホームページに掲載するので、掲載期間内にダウンロードすること。

なお、ダウンロードできない場合は募集担当窓口で配付するので、上記の期間中に募集担当窓口へ連絡の上、図書館に来館し受領すること。

【宮城県図書館のホームページ <http://www.library.pref.miyagi.jp/>】

7 応募の手続等

(1) 応募書類

この公募に応募しようとする事業者は、次の書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

イ 「企画提案応募申込書(様式1)」

ロ 別表に記載の提出書類

(2) 提出部数

正本1部、副本5部を提出してください。

(3) 応募書類受付期間

令和7年2月14日(金)から令和7年2月20日(木)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法

書類の提出方法は、上記6の募集担当窓口あて持参又は書留郵便とします。

募集担当窓口あて持参する場合は、上記の期間中の午前9時から午後5時までとします。ただし、

2月17日（月）は受付をしません。

なお、郵送する場合は、上記の応募書類受付期間内の消印であっても同期間の終了日の受付時間内に未着の場合は、同期間内に提出がなかったものとして取り扱います。

(5) 費用負担

応募に要する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

8 現地確認

応募する場合は、必ず現地を確認してください。現地確認の際に、函面や備品一覧等の資料を配付します。日程は、令和7年2月8日（土）から令和7年2月13日（木）までの期間内で設定しますので、あらかじめ当館担当者へ電話連絡のうえ調整してください。

なお、現地確認に要する一切の費用は、参加事業者の負担とします。

9 募集要領等に関する質問の受付

県図書館からの回答の対象となる質問は、上記7の企画提案応募申込書の提出者及び上記8の現地確認の参加者から提出されたものに限りです。

(1) 質問受付期間

令和7年2月8日（土）から令和7年2月13日（木）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

別添「募集要領等に関する質問・回答書（様式2）」によりファクシミリで募集担当窓口あて送付してください。

(3) 回答方法

イ 質問に対する回答については、令和7年2月14日（金）を目途として、全ての企画提案応募申込書の提出者及び全ての現地確認の参加者に対して、県図書館から電子メール又はファクシミリで送付します。

ロ 募集要領等の内容に関する質問等は電話又は口頭のみでの受付はいたしません。また、上記の質問受付期間外の質問については、いかなる理由があってもお答えしません。

10 応募の要件等

(1) 応募の要件

募集要領5による応募資格等を満たし、同要領8による食事提供施設等の現地確認済みであること。

(2) 応募書類の要件

企画提案応募申込書及び提出書類（以下「応募書類」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていることが必要となります。

イ この募集要領等に定める提出期間、提出先及び提出方法等に適合していること。

ロ 記載事項に不備がないこと。

ハ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。

ニ 記載すべき事項が全て記載されていること。

ホ 虚偽の内容が記載されていないこと。

(3) 応募書類の取扱い等

- イ 公募に関して、応募書類に記載された個人情報、運営事業予定者の審査、選定その他の出店手続を実施する目的以外に、応募事業者が無断で使用することはありません。
ただし、応募書類については、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）に基づき、公開する場合があります。
- ロ 宮城県図書館食事提供施設等営業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に対して、必要な範囲で応募書類（個人情報を含む。）の全部又は一部を提出します。
- ハ 提出された応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ニ 応募書類の再提出は、上記7の応募書類受付期間内に限り認めます。なお、企画提案応募申込書の部分的な差替えは認めません。
- ホ 県図書館が、提示する募集要領等の著作権は県に帰属し、応募事業者が、提出した企画提案応募申込書等の著作権は、それぞれの応募事業者に帰属します。
- ヘ 公募に関して、県図書館から受領又は閲覧した資料等は、県図書館の了解なく公表又は使用してはなりません。
- ト 県図書館は、出店手続に係る事務の遂行上必要な範囲において、応募書類の複製を作成することができるものとします。また、県図書館が、選定手続の経過及び選定結果の公表等のために必要と認めるときは、応募事業者の承諾を得て、応募書類の全部又は一部を無償で使用することができるものとします。
- チ 提出書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を使用した結果、生じた事象に係る責任は、全て応募事業者が負うものとします。

(4) 応募の辞退

応募事業者が、応募書類提出後に、応募を辞退しようとする場合は、別添「企画提案応募辞退届（様式3）」を上記7の応募書類受付期間内に、上記6の募集担当窓口あて提出するものとします。また、運営事業予定者が、当該受付期間終了後から教育財産の目的外使用許可までの間に、応募資格の要件に適合しなくなった場合においても、この辞退届を提出するものとします。

(5) 企画提案の無効

次の各号のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

- イ 誤字及び脱字等により必要事項を確認することができない提案
- ロ 業務仕様書に規定する諸条件に違反した提案

11 運営事業予定者の審査及び選定の方法等

(1) 運営事業予定者の選定方法等

運営事業予定者の選定に当たっては、書類審査及び面接審査を実施し、予め定めている審査基準に基づき、各応募事業者の食事提供施設等の運営能力及び企画提案能力を総合的な見地から公正かつ公平な方法で審査を行います。また、最終的には、選定委員会において、最も評価の高い応募事業者を運営事業予定者として、2番目に評価の高い応募事業者を次点者として選定します。

ただし、選定委員会の審査の結果によっては、「運営事業予定者なし」とすることもあります。

(2) 応募事業者の審査方法等

イ 第一次審査（書類審査）の実施

県図書館において、応募書類を受理した全ての応募事業者を対象として、この募集要領等に規定する応募資格等の要件に適合しているかどうかについて事前に書類審査を実施します。その結果、応募資格等の要件に適合しないと判断された応募事業者は、失格となり、その旨を県図書館から対象事業者あて通知します。

ロ 第二次審査（面接審査）の実施

上記イの第一次審査の結果、選定対象とされた応募事業者を対象として、県図書館において、面接審査を実施します。この審査では、応募事業者による企画提案に関する説明に続き、選定委員会による企画提案申込書等に関する質問を行います。面接審査は、令和7年2月26日（水）以降を予定していますが、別途日程等を県図書館から対象事業者あて通知します。

なお、面接審査に当たっては、審査の前日までに個別に電話等により企画提案内容の確認を行うことや、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

ハ 選定委員会における最終審査

選定委員会において、上記の第一次審査及び第二次審査の結果を踏まえて、審査します。

(3) 運営事業予定者の選定期間及び選定結果の通知

運営事業予定者の選定期間は、令和7年2月下旬を予定しています。選定結果は、第二次審査に参加した全ての応募事業者あて通知します。

なお、選定結果については、応募事業者自ら又は他の応募事業者にかかわらず、内容に関する問合せには応じません。

(4) 運営事業予定者の公表

運営事業予定者の公表は、令和7年3月上旬を予定しており、県図書館のホームページ等で行います。また、運営事業予定者の企画提案内容の概要を公表することがあります。

(5) 留意事項

運営事業予定者の選定後は、企画提案のあった運営業務内容の詳細について、改めて県図書館と当該事業者との間で協議を行います。また、運営事業予定者の企画提案内容については、選定自体が当該内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、必要に応じて内容の変更をお願いすることもあります。

なお、県図書館では、運営事業予定者が、辞退又は失格した場合は、次点者と協議を行うものとします。

12 教育財産の目的外使用許可の申請手続等

業務仕様書の8によります。

13 公募に際しての注意事項

(1) 接触の禁止

応募事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行わないでください。また、応募に際して、この公募業務に従事する宮城県教育委員会職員に対する接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

(2) 応募内容の独自性の確保

応募事業者は、競争を制限する目的で、他の応募事業者と提案意思及び提案内容について、いかなる相談を行ってはならず、独自に応募書類を作成してください。

(3) 応募内容の意図的な開示の禁止

応募事業者は、運営事業予定者の選定前に、他の応募事業者に対して、応募書類を意図的に開示しないでください。

(4) 公正な公募の確保

県図書館は、応募事業者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募事業者を公募に参加させず又は公募の執行を延期し若しくは取り止めることができるものとします。

14 運営予定者の選定等に関する主なスケジュール（予定）

(1) 公募開始に関するお知らせ、募集要領等ダウンロード（県図書館ホームページ掲載）

令和7年2月5日（水）から令和7年2月12日（水）午後5時まで

(2) 現地確認

令和7年2月8日（土）から令和7年2月13日（木）までの期間内で調整

(3) 募集要領等に関する質問の受付

令和7年2月8日（土）から令和7年2月13日（木）午後5時（必着）

(4) 募集要領等に関する質問に対する回答

令和7年2月14日（金）

(5) 応募書類の受付

令和7年2月14日（金）から令和7年2月20日（木）午後5時まで（必着）

(6) 第一次審査（書類審査）

令和7年2月21日（金）以降（予定）

(7) 第二次審査（面接審査）

令和7年2月26日（水）以降（予定）

(8) 選定委員会の最終審査及び運営事業予定者の選定

令和7年2月下旬（予定）

(9) 選定結果の通知、運営事業予定者選定に関するお知らせ（県図書館ホームページ掲載等）

令和7年3月上旬（予定）

宮城県図書館募集担当窓口

担当：企画管理部総務班 門脇

〒981-3205 仙台市泉区紫山一丁目1-1

TEL：022-377-8442（直通）

FAX：022-377-8484